

公益財団法人北海道消防協会定款施行細則

平成24年4月1日 制定

第1条 公益財団法人北海道消防協会定款（以下「定款」という。）第35条第1項第1号に規定する正会員の資格は、新たに消防職員、消防団員となったときに取得し、退職したときに失う。

第2条 定款第4条第1項第4号に規定する表彰は、次の区分による。

- (1) 表彰旗 優秀又は功績のある消防本部、消防署、消防団（以下「消防機関」という。）に贈呈する。
- (2) 竿頭綬 表彰旗を贈呈するまでに至らないが、これに準ずるもの及び表彰旗の贈呈が2回以上該当する消防機関に贈呈する。
- (3) 栄光章 消防業務に献身し、その功労が特に顕著であって全道消防人の亀鑑と認められる正会員に贈呈する。
- (4) 功績章 永年勤続し、消防業務に優秀な成績を挙げ、その功績が顕著であって一般消防人の模範と認められる正会員に贈呈する。
- (5) 特別功績章 特に功績が顕著であって消防人の亀鑑である正会員に贈呈する。
- (6) 功労章 消防業務につき功労が抜群であって一般の亀鑑である正会員に贈呈する。
- (7) 勤続章 永年勤続し職務に精励した正会員に贈呈する。
- (8) 表彰状 前各号以外で、会長が表彰を必要と認めたときに贈呈する。
- (9) 感謝状 消防機関以外で功績があり、会長が必要と認めたときに贈呈する。

第3条 前条の表彰の方法、手続その他については、公益財団法人北海道消防協会表彰規程の定めるところによる。

第4条 定款第4条第1項第9号に規定する消防職団員等の福祉厚生に関する事業に係る弔慰見舞は、次の区分による。

- (1) 弔慰 正会員が職務のため死亡したとき。
- (2) 香典 正会員が死亡（職務のための死亡を除く。）したとき。
- (3) 重度障害見舞金 正会員が職務のため重度障害の状態となったとき。
- (4) 傷痕見舞金 正会員が職務のため傷痕を受け休業治療したとき。
- (5) 罹災見舞金 正会員が現に居住する住宅が火災又は風水害により被害を受けたとき。

2 前項各号の弔慰見舞は、会費を納入していない正会員には適用しない。また、会費を納入した正会員が年度途中で退会した場合は、当該年度中に限り適用する。

第5条 前条の弔慰金及び香典を受領する者及びその順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 配偶者（内縁関係を含む。）
- (2) 第2順位 子
- (3) 第3順位 父母
- (4) 第4順位 孫
- (5) 第5順位 祖父母

(6) 第6順位 兄弟姉妹

第6条 第4条による弔慰及び見舞の方法、手続その他については、公益財団法人北海道消防協会弔慰見舞規程の定めるところによる。

附 則

本細則は、平成24年4月1日から施行する。